

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	栃本地区 (栃本集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は75.5歳であり、町平均の70.1歳と比べても、とても高くなっている。農業者の高齢化に加え、およそ7割の農業者が後継者のめども立っておらず、将来への不安が大きい。また、農業者自体も不足しており、耕作放棄地が増加している。現在耕作している農地も、地域の特性上、急傾斜の畦畔が多く、高齢化に伴い草刈等の維持作業の負担感が増している。自身が元気なうちは耕作するという意欲はあるが、米代は安いのに、肥料や機械等の価格高騰により経費がかさみ、赤字覚悟の経営状況であり、このままの農業では次世代には引き継げない、先が見えないとの声も挙がっている。  
地域全体で農地を守るということについて、非農家が農業に協力的でない。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

個々の負担を軽減するため、グループを作り集団・共同で営農を行うなど、地区全体で農業・作業に取り組む体制づくりを検討する。一つの集落だけでなく、広域での集落営農の可能性を検討する。  
観光農業など、農地の活用方法を広く検討したうえで、守る農地の線引きを行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字奥本、大背(栃本集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域での話し合いを継続し、検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 小規模農地の統合、多面交付金等を活用した小規模修繕を検討する。 補助事業等を活用して、基盤整備後の田んぼの水取り口排水などの整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 農業法人の設立、特産品の開発と販売を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 オペレーター、所有機械の使用など、地域もできることはするが、担い手不在農地を全委託できる法人があれば活用したい。

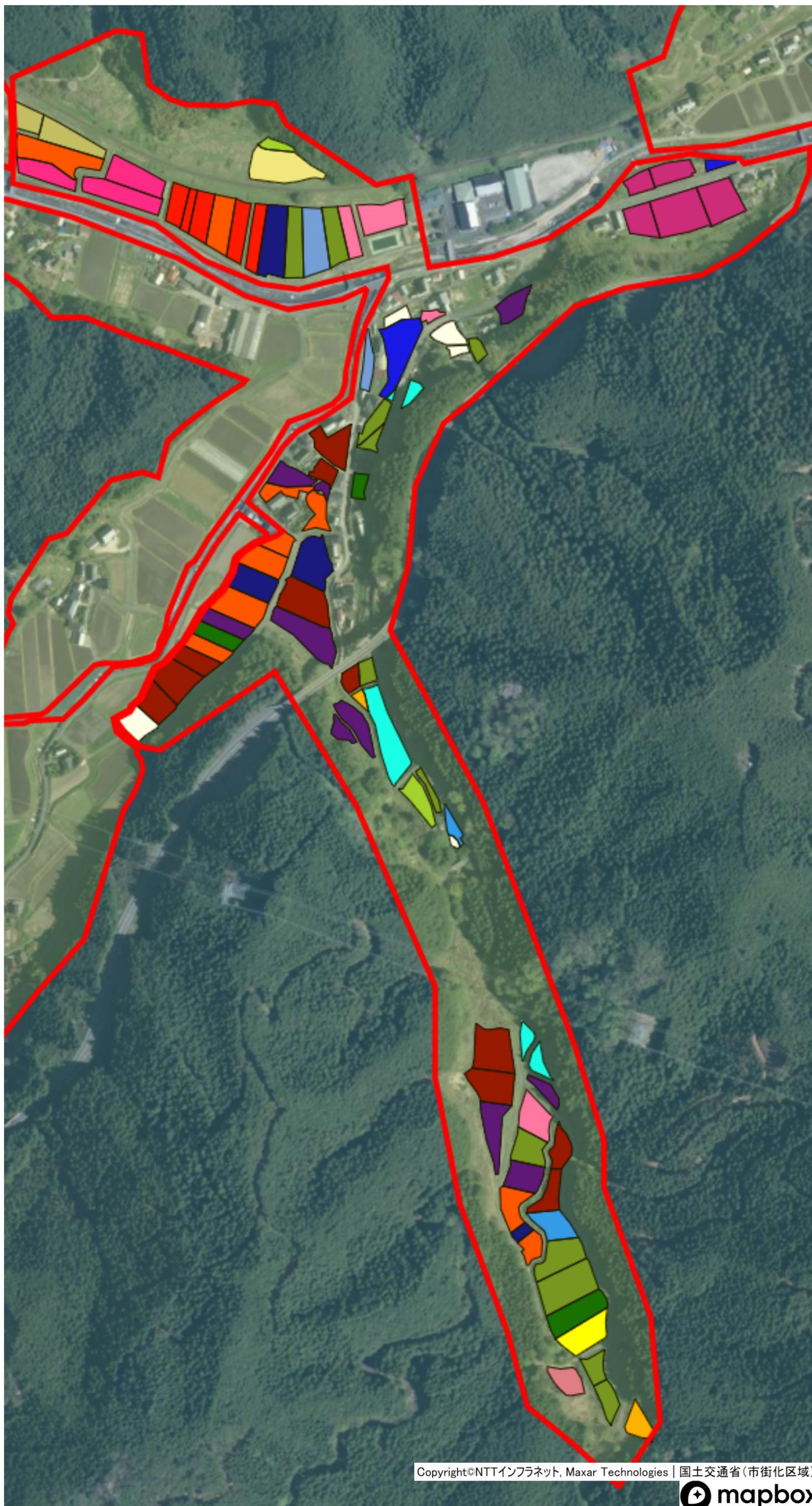
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

# 栃本地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T
- 検討中農地